



令和8年度 就学援助制度のお知らせ



木更津市では経済的理由でお困りの方に対して、お子さんが小・中学校で安心して教育を受けられるように、学用品費、給食費等を援助する制度を設けています。

1 就学援助費の支給対象となる方

木更津市立の小中学校に就学されているお子さんの保護者のうち、以下の要件いずれかに該当する方が対象となります。

- ① 生活保護を受けている方
- ② 生活保護を受けていないが、それに準ずる程度に困窮し、教育委員会が援助を必要と認める方

2 支給申請の方法と結果通知について

- ① 就学している学校へ就学援助申請のご相談・面談
- ② 申請書を学校から受け取り、必要事項を記載し、学校へ提出
- ③ 教育委員会において審査
- ④ 審査結果について、学校を通じて7月下旬頃までに保護者へ通知

*地区の民生委員がお伺いする場合があります。

3 提出書類



- ① 就学援助申請書兼承諾書
- ② 保護者の方及び生計を同一としている18歳以上の方全員の
令和8年度市・県民税課税証明書（又は非課税証明書）
（令和8年1月1日時点で木更津市に住民登録がなかった方のみご提出）

*年度当初の申請には、源泉徴収票の写し又は確定申告書控えの写しをご提出ください。

*「生計を同一としている」方とは、住民票上の世帯が別であっても、光熱費や食費を共にしている方のことです。

4 審査について

審査・認定において課税台帳等を閲覧しますので、就学援助申請書裏面の承諾書に18歳以上の方全員の世帯全員の署名をお願いします。

世帯の所得による審査をおこないますので、世帯の中で収入に関する申告を行っていない方がいる場合は、必ず申請前に所得の申告を税務署または市役所市民税課でおこなってください。

令和８年度就学援助制度の内容

援助対象費目	対象学年	援助費（年額）	
		小学生	中学生
学用品費	小学校２～６年生 中学校２・３年生 もしくは 前年度申請で入学前支給をされて いない小学校１年生・ 中学校１年生	１１，６３０円	２２，７３０円
通学用品費	小学校２～６年生 中学校２・３年生	２，２７０円	
宿泊を伴わない 校外活動費	小・中学校の全学年 ※対象外経費あり	１，６００円 （上限）	２，３１０円 （上限）
新入学学用品費	年度当初・前年度申請で 認定された小学校１年生・ 中学校１年生	６４，３００円	８１，０００円
宿泊を伴う 校外活動費	小・中学校の全学年 ※対象外経費あり	３，６９０円 （上限）	６，２１０円 （上限）
修学旅行費	小学校６年生 中学校３年生 ※対象外経費あり	実費	
学校給食費	中学校の全学年	給食費無償化の ため対象外	実費
医療費（指定疾病のみ）	小・中学校の全学年	実費	

- ◆ 学用品費・通学用品費：年額を３回（８月・１２月・３月）に分けて支給します。
- ◆ 年度の途中から認定された場合は、支給される金額が年額より少なくなります。
- ◆ 生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが就学援助制度で支給されます。
- ◆ 医療費は学校の健康診断において、学校保健安全法で定める疾病（むし歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎等）の治療を受けた場合に支給します。
- ◆ 年度当初に申請された小学校１年生・中学校１年生の保護者の方については、新入学用品費も併せて８月に支給します。（入学前支給を受けた方は除きます。）
- ◆ 令和８年度の認定を受けた方で、令和９年度に木更津市立の中学校に入学予定の小学校６年生の保護者については、令和９年３月に新入学学用品費を入学前支給します。

５ お問い合わせ先

木更津市教育委員会教育部学校教育課

〔住所〕 木更津市朝日３丁目８番１号 木更津市役所朝日庁舎

〔電話〕 ０４３８－２３－５２５９（直通）